

♪ 利用者負担額（保育料）及び給食費について ♪

- 0歳児クラス～2歳児クラス：以下の表のとおり
世帯の市民税課税額，教育・保育給付認定区分及び保育必要量に応じて費用の一部である利用者負担額（保育料）を負担していただきます。
- 3歳児クラス～5歳児クラス：無償（※別途，給食費として月額4,500円を利用する保育園にお支払いいただきます。）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育必要量の認定	利用者負担額(保育料)及び給食費基準額(月額)							
			0歳児クラス～2歳児クラス			3歳児クラス～5歳児クラス				
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A階層	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	標準時間 短時間	円 0	円 0	円 0	円				
B階層	市民税非課税世帯	標準時間 短時間	0 0	0 0	0 0	円				
C階層	均等割のみ課税世帯	標準時間 短時間	3,000 2,900	1,500 1,450	0 0	円				
D階層	所得割税額が右の区分に該当する世帯 は、前年度、以下同じ。)の市民税が右の区分に該当する世帯	第1階層	3,000円未満	標準時間 短時間	3,700 3,600	1,850 1,800	0 0	0		
		第2階層	3,000円以上 6,000円未満	標準時間 短時間	4,400 4,300	2,200 2,150	0 0	※所得割合計額が57,700円未満の世帯(ただし、ひとり親世帯等については、77,101円未満)		
		第3階層	6,000円以上 10,000円未満	標準時間 短時間	6,400 6,300	3,200 3,150	0 0			
		第4階層	10,000円以上 20,000円未満	標準時間 短時間	8,400 8,300	4,200 4,150	0 0			
		第5階層	20,000円以上 30,000円未満	標準時間 短時間	10,500 10,400	5,250 5,200	0 0			
		第6階層	30,000円以上 40,000円未満	標準時間 短時間	12,500 12,400	6,250 6,200	0 0			
		第7階層	40,000円以上 60,000円未満	標準時間 短時間	14,600 14,400	7,300 7,200	0 0			
		第8階層	60,000円以上 80,000円未満	標準時間 短時間	16,800 16,600	8,400 8,300	0 0			
		第9階層	80,000円以上 100,000円未満	標準時間 短時間	19,000 18,800	9,500 9,400	0 0			
		第10階層	100,000円以上 120,000円未満	標準時間 短時間	21,300 21,100	10,650 10,550	0 0			
		第11階層	120,000円以上 150,000円未満	標準時間 短時間	23,600 23,400	11,800 11,700	0 0			
		第12階層	150,000円以上 185,000円未満	標準時間 短時間	26,000 25,800	13,000 12,900	0 0			
		第13階層	185,000円以上 240,000円未満	標準時間 短時間	28,600 28,300	14,300 14,150	0 0			
		第14階層	240,000円以上 265,000円未満	標準時間 短時間	31,400 31,100	15,700 15,550	0 0			
		第15階層	265,000円以上 290,000円未満	標準時間 短時間	34,200 33,900	17,100 16,950	0 0			
		第16階層	290,000円以上 320,000円未満	標準時間 短時間	37,100 36,800	18,550 18,400	0 0			
		第17階層	320,000円以上 350,000円未満	標準時間 短時間	40,100 39,800	20,050 19,900	0 0	4,500	0	
		第18階層	350,000円以上 390,000円未満	標準時間 短時間	43,100 42,700	21,550 21,350	0 0	※給食費		
		第19階層	390,000円以上 430,000円未満	標準時間 短時間	46,200 45,800	23,100 22,900	0 0			
		第20階層	430,000円以上 480,000円未満	標準時間 短時間	49,100 48,700	24,550 24,350	0 0			
		第21階層	480,000円以上 515,000円未満	標準時間 短時間	52,000 51,600	26,000 25,800	0 0			
		第22階層	515,000円以上 565,000円未満	標準時間 短時間	53,500 53,100	26,750 26,550	0 0			
		第23階層	565,000円以上 600,000円未満	標準時間 短時間	55,000 54,600	27,500 27,300	0 0			
		第24階層	600,000円以上 720,000円未満	標準時間 短時間	56,500 56,100	28,250 28,050	0 0			
		第25階層	720,000円以上 900,000円未満	標準時間 短時間	58,000 57,500	29,000 28,750	0 0			
		第26階層	900,000円以上	標準時間 短時間	59,500 59,000	29,750 29,500	0 0			

保育料の金額について

- (1) 利用者負担額（保育料）は市民税額を基に算定します。市民税が未申告の方等、市民税額が証明できない場合は、保育料を最高額として決定します。
- (2) 保育料の切り替え時期は以下のとおりです。
【令和3年4月～8月分の保育料】⇒令和2年度市民税額により決定
【令和3年9月～令和4年3月分の保育料】⇒令和3年度市民税額により決定
- (3) 日本国外で収入のあった方は、年間の収入額・控除額等が確認できる書類（平成31年1月～令和元年12月及び令和2年1月～令和2年12月）を提出してください。その他、必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- (4) 保育料を決定する際の市民税額は、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等を控除する前の税額です。
- (5) 地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正後の地方税法において、平成30年度分の税率から、指定都市に住居登録している方の市民税は8%に改められております。指定都市に住居登録していた方の場合、従前の市民税率6%とみなして市民税額を計算し、保育料を決定します。
- (6) 父母が市民税非課税の場合は、同一世帯かどうかにかかわらず、同居の祖父母等の市民税で保育料を算定します。
- (7) 父母が離婚調停や別居等をした場合でも、父母ともに保育料の算定対象となります。
※DV等の証明書が提出された場合には父（もしくは母）は算定の対象としません。
- (8) 保育料は月額となります。毎月1日現在で保育園を利用している場合は、その月の途中で利用をやめても、1か月分の保育料をお支払いいただきます。また、保育園を休園している場合も保育料を負担していただきます。
- (9) 給付認定区分（保育必要量も含めて）の変更があった場合は、認定が変更された月分から変更後の給付認定区分に応じた保育料に変更します。

保育料の変更について

保護者の婚姻や離婚等により、同一世帯の収入が変動した場合や修正申告等により市民税額が変更になった場合は、保育料を再計算しますので、必ず保育課までご連絡ください。

なお、保育料の変更は、婚姻等の届出日（戸籍上の届出日）の翌月からとなります。また、保育の必要量に変更（勤務時間の変更等世帯状況の変更）があった場合は、至急、保育園に異動届・勤務状況証明書等を提出してください。保育料が変更となる場合があります。

3歳児クラス～5歳児クラスの給食費について

- (1) 3歳児クラス～5歳児クラスのお子さまは、給食費として一人当たり月額4,500円をお支払いいただきます。公立保育園にお通いの場合は、別途、市から支払い方法をお知らせします。私立保育園を利用している場合は、各施設から支払い方法をご案内します。
- (2) 以下の（ア）または（イ）にあてはまる場合は給食費を徴収しません。
（ア）世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（ただし、ひとり親世帯等は、77,101円未満）
（イ）同一世帯で同時に認可保育園等を利用している児童が3名以上いる場合の年長者を第1子として数えたときの第3子以降
- (3) 給食費が免除になるか確認するため、市民税額が確認できる書類を提出していただく場合があります。

多子世帯等を対象とした利用者負担額(保育料)軽減制度について

調布市では、利用者負担額(保育料)の軽減制度を実施しています。多子世帯(保護者と生計を一にする子^{*1}が二人以上いる場合)またはひとり親世帯で、市で軽減制度の対象であると確認できた方及び保育課提出書類で要保護世帯等の要件書類を御提出いただいている場合は、負担軽減適用後の保育料で決定しているため、手続きは不要です。

利用者負担額(保育料)の軽減制度

1 多子軽減制度(0歳児～2歳児のみ)

年齢にかかわらず、生計を一にする子が二人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

2 要保護世帯等^{*2}の負担軽減制度

世帯の市民税所得割合算額が、77,101円未満(年収約360万円未満相当)の世帯で、要保護世帯等^{*2}に該当される場合(同一世帯員に限る)、保護者と生計を一にする子^{*1}を対象に、**第1子以降の保育料を無償とします。**ただし、父母が非課税の場合において、同居している祖父母が課税されており、その市民税所得割合算額が上記基準額を超える場合には、対象となりません。

※1 生計を一にする子とは

①教育・保育給付認定保護者等に監護される方(未成年)、②教育・保育給付認定保護者等に監護されていた方(①が成年に達した場合)、③教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の直系卑属(①②を除く)に該当する方

※2 要保護世帯等とは

児童の属する世帯に、以下の①～⑤の者がいる場合をいいます(ただし、在宅の者に限る。)

①母子及び父子世帯並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方(以下、ひとり親世帯という。)

②身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた方

③療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた方

④精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方

利用者負担額(保育料)の軽減手続きについて

上記軽減制度の対象となるが、負担軽減の適用がされていない方や、要保護世帯である旨を申告されていない方は、入園後、別途届出が必要です。届出後、負担軽減が認められた場合には、保育料を再計算し、改めて決定額を通知します。既に保育料をお納めいただいている場合は、還付もしくは充当いたします。

申請方法について

「調布市子どものための教育・保育給付費に係る利用者負担額多子軽減等届出書」及び添付書類の提出が必要です。該当になるかの確認をしますので、入園後、保育課までお問い合わせください。

※審査の結果、軽減制度の対象とならない場合があります。

※軽減制度の申請は年度ごとに必要です。

○ 提出書類

- ・調布市子どものための教育・保育給付費に係る利用者負担額多子軽減等届出書

※届出書は、保育課窓口にて配付しているほか、調布市ホームページからもダウンロードできます。

- 調布市ホームページ>子育て・教育>保育園・保育サービス>認可保育園

>認可保育園の申込み>利用者負担額（保育料）（QRコード参照）



- ・添付書類

(1)多子軽減の場合：世帯状況によって異なるため、保育課までお問い合わせください。

(2)要保護世帯等の場合：世帯状況に応じて(ア)または(イ)のとおり書類の写しを提出してください。

(ア)ひとり親世帯の場合：児童扶養手当，児童育成手当，ひとり親家庭等医療証，戸籍謄本，離婚受理証（いずれか）。

(イ)手帳をお持ちの場合：身体障害者手帳，療育手帳（愛の手帳），精神障害者福祉保健手帳，特別児童扶養手当証書，障害基礎年金受給を証明する書類（氏名，障害等級，住所等記載部分をコピーしてください）

その他の減免制度

以下の1，2の場合，申請により，保育料を減額又は免除できることがあります。該当になるか確認しますので，入園後，保育課までお電話でお問合せください。

1 失業・災害等

保護者の失業（自己都合を除く。）や災害による損失があった場合など，家庭状況が変わり，保育料の納付が著しく困難になった場合，申請により，保育料を減額又は免除できることがあります。

※保育料の減額・免除の適用は，申請時に納期限が過ぎていない保育料が対象となります。

※育児休業及び介護休業等を取得し，収入が減った場合は，保育料減額の対象となりません。

※申請時期により減額・免除の対象となる月が異なります。

申請時期が9月～3月の場合，対象は申請した月分から3月分までとなります。

申請時期が4月～8月の場合，対象は申請した月分から8月分までとなります。

2 寡婦（夫）控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親世帯は，税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして，保育料を減免できる場合があります。現況日（住民税算定対象となる年の12月31日時点）及び申請時点において，次の(1)から(3)の全てを満たす場合に対象となります。該当する場合は，申請が必要です。

(1) 婚姻歴がなく，現在も婚姻状態にない母または父であり，生計を一にする子がいる方

(2) (1)の子が，総所得金額等が38万円以下で，他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方であること

(3) 父の場合は，合計所得金額が500万円以下である方

※婚姻届はなく現に事実上の婚姻と同様の事情にある方，税法上の寡婦（夫）控除を受けている方は対象となりません。

♪ 延長保育料について ♪

市内認可保育園全園で延長保育を行っています。保護者の勤務時間、通勤時間、お子さまの年齢、その他の家庭状況を考慮のうえ保育時間を決めますので、延長保育を希望する方は事前に必ず保育園にご相談ください（ご希望に沿えない場合があります）。延長保育料の納付方法については、各保育園にお問い合わせください。各保育園の延長保育時間は、36～39ページの一覧をご参照ください。

家庭的保育事業たんぽぽの開園時間は、午前8時～午後6時ですが、たんぽぽへの入園は、全員、保育短時間認定扱いとなるため、午前8時～午前8時29分及び午後4時31分～午後6時の利用には、延長保育料が必要です。

なお、延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。

延長保育時間	延長保育料（※2）		
	保育標準時間認定		保育短時間認定
	月額	日額(スポット)	
～午後7時	3,500円	700円（※1）	午前7時～午前8時29分、 午後4時31分～午後6時 の時間帯を利用する場合 30分300円
～午後8時	12,000円	2,400円	

（※1）公設公営保育園の延長保育を日額（スポット）利用される場合は、5枚綴り3,500円のスポットチケットを保育園で購入していただきます。

（※2）利用者負担額（保育料）がA階層またはB階層の場合、延長保育料が減免となることがあります。詳細は調布市保育課までお問い合わせください。

♪ MEMO ♪



♪ 入園後の手続等について ♪

1 在園児の保育園継続要件（入園後にご家庭の状況が変わった場合）

保育園は、保育を必要とする児童をお預かりする施設です。入園後も家庭で保育ができない状況が続いていることが必要です。入園後、保護者や児童の状況に変化が生じたときは、すみやかに保育園へ調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書（以下「異動届出書」という。）や調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書（以下「利用休止・終了届出書」という。）と、家庭状況の変更に伴う書類をご提出ください。

変更事項	提出書類
勤務先が変わった場合 （転職や勤務形態・勤務時間が変更になる場合を含む）	○会社等に勤務している方 ①異動届出書 ②勤務状況証明書 ※退職した場合は、退職日の分かる書類（離職票等） ○自営業の方 ①異動届出書 ②勤務状況申立書 ③タイムスケジュール表 ④登記簿謄本、開廃業届出書、営業許可書等のコピー
出産予定がある場合	①異動届出書 ②母子手帳の出産予定日のわかるページのコピー（産休取得前に提出してください。）
育児休業、短時間勤務を取得する場合	①異動届出書 ②取得期間の書かれた勤務状況証明書（制度取得前に提出してください。）
勤務先の住所変更や異動、市内転居、氏名変更、その他家族や同居人等に変化があった場合	①異動届出書 ※別途添付書類が必要な場合があります。
市外に転居する場合	①利用休止・終了届出書 ※市外に転出後も、在園していた調布市内の保育園に引き続き通園する場合には、 <u>転出先市区町村で申込手続が必要となります。</u>

●ご注意●

※入園後は申請時と同じ雇用契約（勤務先及び勤務時間）での勤務を継続していただきます。正当な理由なく、勤務時間の変更などがあった場合は原則として退園となります。

※勤務先を変更しているにもかかわらず、届出がなかった場合も原則として退園となります。

上の児童が認可保育園在園中に、保護者が新たに下の児童の育児休業を取得したり、離職したりした場合、保育の必要量認定（5ページ「保育の必要量認定」参照）と在園可能な期間（3ページ「保育園の在園期間」参照）が変わります。

在園中に新たな育児休業を取得する場合について

上の児童（第1子）が認可保育園に在園中、新たに下の児童（第2子）の育児休業に入られた場合、上の児童（第1子）の保育の利用の必要量は、保育短時間認定（午前8時30分～午後4時30分の保育を必要とする時間）に変更となり、保育料も保育短時間の金額に変更されます。

なお、この場合の在園は、下の児童（第2子）が1歳の誕生日を迎える年度の年度末の翌月（例：令和2年7月に下の児童（第2子）が産まれた場合、1歳の誕生日を迎えた令和3年度の年度末、令和4年3月31日の翌月＝令和4年4月）まで可能です。それ以降も育児休業を取得する場合は、上の児童（第1子）は一度退園となります。ただし、下の児童（第2子）の認可保育園の入園申込みをしたが、待機の状態が続いている場合を除きます。

下の児童（第2子）の出産後、退職された場合、上の児童（第1子）は下の児童（第2子）が生まれた月を含めて3か月間は在園可能です。それ以降は、3か月以内に月48時間以上の勤務を開始されない限り、退園となります。

求職活動中の取扱いについて

在園中に保護者が離職し、求職活動中となった場合の在園期間は、離職後翌日から3か月間です。それまでに、月48時間以上の新たな就労が確認できない場合は、退園となります。また、求職活動中の保育必要量は、保育短時間認定（午前8時30分～午後4時30分の保育を必要とする時間）となり、保育料も保育短時間の金額に変更されます。

離職した場合は、必ず保育園に届出をしてください。届出をせずに在園を続けたことが判明した場合、原則として退園となります。

2 休園について

1か月以上保育園を休む（休園）場合は、利用休止・終了届出書をご提出ください。休園は、最長3か月です。休園中も通園中と同様の保育料及び給食費がかかります。3か月を超えて休園する場合は、原則として退園となります。再入園をご希望の場合は、再度の入園申込みが必要です。ただし再入園の場合も利用調整の対象となりますので、再入園できない場合があります。

3 退園について

保育園をやめる（退園）場合は、退園される15日前までに利用休止・終了届出書をご提出ください。なお、未就労等、保育園利用の要件を満たさなくなった場合は、原則として退園となります。

4 継続通園の手続について

次年度の継続通園の意思と在園要件を確認するため、毎年、継続通園に必要な書類をご提出いただきます。保育園利用の要件が確認できない場合や保育園利用の要件を満たしていない場合は、原則として退園となります。